

天教総第64号
令和2年5月7日

各小・中学校長 殿

天城町教育委員会教育長

体育授業及び部活動等の実施について（依頼）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年5月4日付けで全国の緊急事態宣言が延長をされました。この決定を受け、鹿児島県対策本部会にて学校再開の要請がありました。

本町対策本部会では、これまでの体育や部活動等について、強い制限をかけて対応していただいておりますが、令和2年5月6日「第4回対策本部会議」におきまして、学校再開の方針等も踏まえ見直しを行いました。

つきましては、体育や部活動等の実施については、下記のとおりとしますので、貴校教職員への周知をよろしくお願いいたします。

記

1 実施期間について

令和2年5月11日（月）～24日（日） ※ 警戒期間中

2 体育や部活動等の実施について

- ① 年間計画等を見直し、屋外で可能な単元や活動を積極的に取り入れること。
- ② 接触のある運動については、控えること。また、必要に応じてマスクを着用して活動させること。
- ③ 活動時間の前後に、必ず手洗い・うがいの時間を設定し、励行させること。
- ④ 屋内で活動する場合は、必ず窓を開放する等、十分な換気を行うとともに、同時に50人以上が活動することがないようにすること。
- ⑤ 使用する教具・道具等については、使う前に消毒をし、使用した後も消毒を行うこと。道具の貸し借りは避けること。
- ⑥ 汗を拭くタオル等については、保管する際に他人のタオル等と距離を離して保管すること。また、他人のタオル等を共用しないようにすること。
- ⑦ できるだけ手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ⑧ 平日の部活動の活動時間は、1時間とする。
- ⑨ 休日の部活動の活動時間は、2時間以内とする。なお、屋内の部活動については、2時間の内、屋内の活動を1時間とし、もう1時間は屋外で活動を行うこととする（体力づくり等）。
- ⑩ 大声での応援やハイタッチ、握手等の身体的接触は避けるよう指導すること。